

諮問番号：諮問第 80 号

答申番号：答申第 80 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

福岡県精神保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 45 条第 2 項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳交付決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。

自分はいづつ症状のほかに幻覚妄想症状があり、過去 60 回以上の精神科入院歴がある。病状については、以前の主治医から「非定型精神病」であるとの説明を受けており、症状は進行性のものである。過去薬物を多量に服用してきたことによる薬物性のパーキンソンは、数年前から顕著な手のしびれ症状となって出てきており、自分の住所氏名も自署できないほどである。

今回の等級引下げを行った本件処分については、納得することができない。

申請の際に提出した診断書が判断根拠とされているが、診断書には事実と異なる記載がある。

#### 2 審査庁の主張の要旨

審査請求人の障害等級を判定するに当たり、精神疾患（機能障害）の状態及び能力障害（活動制限）の状態について、総合的に判断すると、判定基準の障害等級 2 級に該当すると認められる。

よって、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、審査請求人の精神障害の状態が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「施行令」という。）で定める精神障害の状態に該当するか否か、該当するとすればどの障害等級に該当するかということにある。

処分庁は、精神障害者保健福祉手帳の交付決定に係る行政手続法上の審査基準として、「福岡県精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準（以下「判定基準」という。）」及び「福岡県精神障害者保健福祉手帳の障害等級判定基準の運用にあたっての留意事項（以下「留意事項」という。）」を設定しており、法令及び審査基準に沿って、本件処分が適正に行われたか、以下判断する。

#### （1）精神疾患の存在

精神疾患の存在については、「(1) 主たる精神障害」には「うつ病」との記載が、「(2) 従たる精神障害」には「摂食障害」との記載が認められる。

なお、本件診断書の記載には、処分庁が本件診断書を作成した医師に対して「おおむね過去2年間の病状の変化について③、⑤等に追記してください。おおむね今後2年間で予想される病状についても③、⑤等に追記してください」との要請を行った結果、追記された記載を含んでおり、追記された記載は、⑤欄に「体重は37～38kgで家事は何とかできている。以前は安定剤の過量服用が見られていたが、薬は夫が管理しており、規則正しく服用している」というものであった。

#### （2）精神疾患（機能障害）の状態

審査請求人のうつ病は、症状として「思考・運動抑制」、「易刺激性、興奮」及び「憂うつ気分」が記載されている。「思考・運動抑制」について、「家事は何とかできている」とされ、⑥欄の2の「(1) 適切な食事摂取」、「(2) 身の清潔保持、規則正しい生活」、「(3) 金銭管理と買い物」、「(5) 他人との意思伝達・対人関係」及び「(7) 社会的手続や公共施設の利用」のいずれも「援助があればできる」とされている。

以上のことから、「思考・運動抑制」は、中等度と判断される。

「易刺激性、興奮」について、⑤欄では「抑うつ気分と希死念慮が強く、それに伴う自傷行為も見られる」と記載されている。自殺行為や自傷行為が反映される、⑥欄の2の「(6) 身の安全保持・危機対応」は「できない」とされているが、過去2年間の様子を求めた追記には、「以前は安定剤の過量服用が見られていたが、薬は夫が管

理しており、規則正しく服用している」と改善がみられる旨が記載されている。

また、「易刺激性、興奮」が強く衝動行為などが激しかったり、頻回であったり、自身や他者の安全が守れない場合には入院による治療が選択されることが考えられるが、過去2年間入院の事実は確認されていない。

以上のことから、「易刺激性、興奮」は中等度と判断される。

「憂うつ気分」について、⑤欄では「抑うつ気分と希死念慮が強く、それに伴う自傷行為も見られる」と記載されているが、過去2年間の様子について追記を求めた結果、「以前は安定剤の過量服用が見られていたが、薬は夫が管理しており、規則正しく服用している」と追記されたこと、自殺行為や自傷行為が反映される⑥欄の2の「(6) 身の安全保持・危機対応」は「できない」とされているが、過去2年間入院の事実は確認されないことから、入院が選択されるほどではないことが認められる。

以上のことから、「憂うつ気分」は中等度と判断される。

審査請求人のうつ病の症状として記載されている「思考・運動抑制」、「易刺激性、興奮」又は「憂うつ気分」は、いずれも中等度と判断され、その結果、審査請求人のうつ病の症状も中等度と判断せざるを得ない。

審査請求人の摂食障害については、症状として「情動及び行動の障害」のうち「食行動の異常」が記載されている。摂食障害は、適切な食事ができず、(体重減少も含めて)体調の不良を招く病気であり、重度になれば、栄養が足りず命が危険にさらされるため、入院治療が選択されるが、審査請求人が過去2年間に入院した事実は確認できない。

また、⑥欄の2の「(1) 適切な食事摂取」は「援助があればできる」とされ、食事管理も「かろうじてできている」とされている。

以上のことから、審査請求人の摂食障害の程度は中等度と考えられる。

上記で検討したとおり、審査請求人の精神疾患（機能障害）の状態は、中等度と認められる。

### (3) 能力障害（活動制限）の状態

⑥欄の2の「(6) 身の安全保持・危機対応」、「(8) 趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動」は「できない」とされているが、それ以外の項目は「援助があればできる」、⑥欄の3では、「(4) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする」、⑦欄では、「家族、訪問看護のスタッフの援助で、金銭管理、

食事管理、服薬管理などかろうじてできている」、⑧欄では、「ホームヘルプ」と記載されている。

能力障害については、⑥欄の2の8項目のうち、6項目は「援助があればできる」と、2項目が「できない」とされているほか、「家事は何とかできる」、「家族、訪問看護スタッフの援助で、金銭管理、食事管理、服薬管理もかろうじてできている」とされている。審査請求人の能力障害は、⑥欄の2の記載から、判定基準で定めた1級の能力障害の状況のうち、2項目には該当するが6項目には該当せず、⑤欄及び⑦欄の記載からも1級相当とは判断できない。⑥欄の2の記載からは、判定基準で定めた1級の能力障害の状況に該当しなかった6項目のすべてが2級の能力障害の状況に該当し2級相当と判断される。

以上のとおり、審査請求人の能力障害（活動制限）の状況は、中等度と認められる。

#### （4）精神障害の程度の総合判定

審査請求人は、不眠、食欲不振などのため、昭和61年頃に医療機関を受診し、その後、過食、抑うつ症状の悪化のため入退院を繰り返しており、精神障害により日常生活に著しい制限を受け援助を必要としていることが認められる。

また、審査請求人に係る障害の程度は、精神疾患（機能障害）及び能力障害（活動障害）とも中等度と判断されたことから、障害等級2級に該当するものと判断される。

処分庁は、本件申請について判定基準に基づき審査した結果、上記の検討結果と同様に障害等級2級に該当するものと判断し、本件処分を行っている。本件処分について、処分庁は、本件診断書に記載された審査請求人の障害の状態を適正に判定したものと認められ、本件処分は妥当であると考えられる。

なお、審査請求人は、本件処分の取消しを求める理由として、本件診断書には事実と異なる記載があると考えられるので、医師に本件診断書の全体の再検討をお願いしたいと考えていること等を主張している。判定基準では、「判定に際しては、診断書に記載された精神疾患（機能障害）の状態及び能力障害（活動制限）の状態について十分な審査を行い、対応すること」とされており、処分庁は、本件処分において、診断書に記載された精神疾患（機能障害）の状態及び能力障害（活動制限）の状態に基づき判断している。審査請求人の主張は、本件診断書に記載のない事実関係に基づき障害の程度を検討するよう求めるものであるが、処分庁は本件診断書に記載のない事実関係を考慮することはできないため、審査請求人の主張を採用することはできない。

その他本件処分について違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

#### 第 4 調査審議の経過

令和 2 年 1 月 9 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 2 年 2 月 13 日の審査会において、調査審議した。

#### 第 5 審査会の判断の理由

審査請求人は、診断書の記載には事実誤認があり、判定基準と診断書の記載に基づく判定も妥当性を欠いたものであると主張しているが、障害等級の判定は申請時に提出された診断書の記載内容に基づき、客観的になされるものであり、診断書に記載のない事象を考慮し判定することはできない。

処分庁は、行政手続法上の審査基準として設定している判定基準に沿って、適正に処分を行っており、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第 1 のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第 2 部会

委員 小 原 清 信

委員 内 田 敬 子

委員 倉 員 央 幸